

令和4年度在宅医療・介護連携推進支援事業 市町村等担当者研修会議

令和6年度介護報酬改定に向けて

厚生労働省 老健局老人保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 介護保険制度の見直しに関する意見について
- 2 4つの場面について
- 3 第8次医療計画等に関する検討会について



介護保険制度の見直しに関する意見について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障審議会
介護保険部会（第101回）

資料 2

令和 4 年11月14日

地域包括ケアシステムの更なる深化・推進について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

◎ 総論	2	(2) <u>様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現</u>	
(1) <u>生活を支える介護サービス基盤の整備</u>		○ 総合事業の多様なサービスの在り方	20
○ 地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備	7	○ 通いの場、一般介護予防事業	21
○ 在宅サービスの基盤整備	7	○ 認知症施策の推進	21
○ ケアマネジメントの質の向上	8	○ 地域包括支援センターの体制整備等	22
○ <u>在宅医療・介護連携</u>	9	(3) <u>保険者機能の強化</u>	
○ 地域における高齢者リハビリテーションの推進	10	○ 地域包括ケアシステムの構築に向けた保険者への 支援	24
○ 施設入所者への医療提供	11	○ 保険者機能強化推進交付金等	25
○ 施設サービス等の基盤整備	11	○ 給付適正化・地域差分析	26
○ 住まいと生活の一体的支援	13	○ 介護保険事業（支援）計画作成の効率化	26
○ 介護情報利活用の推進	14	○ 要介護認定	27
○ 科学的介護の推進	15		
○ 財務状況等の見える化	16		
○ 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメント	19		
○ 高齢者虐待防止の推進	19		

地域包括ケアシステムの更なる深化・推進について

社会保障審議会
介護保険部会（第101回）

令和4年11月14日

資料2

検討の方向性

（在宅医療・介護連携）

- 在宅医療・介護連携の推進に向けて、
 - ・ 市町村と医師会等関係機関・医師等専門職の緊密な連携
 - ・ 都道府県や市町村における医療や介護・健康づくり部門の庁内連携、総合的に進める人材の育成・配置
 - ・ 広域的な調整やデータの活用・分析など、都道府県による市町村支援の推進
 - ・ 国による自治体支援
などを進めていく必要がある。

- 在宅医療・介護連携推進事業について、これまでの事業を踏まえつつも、市町村が地域のあるべき姿を意識しながら、主体的に課題解決が図られるとともに、最近の動向を踏まえ、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿って運用することが重要である。このため、令和2年介護保険制度改正において省令や手引き等を見直したところであり、国としても引き続きその周知を図っていくことが必要ではないか。

- 自治体がPDCAサイクルに沿った事業展開を確立していくため、地域包括ケア「見える化」システムも含むデータの活用方法を分かり易く整理し、周知することが必要ではないか。加えて、事業の好事例を横展開することも重要ではないか。

地域包括ケアシステムの更なる深化・推進について

社会保障審議会
介護保険部会（第101回）

令和4年11月14日

資料2

検討の方向性

- 効率的で質の高い医療提供体制の構築と在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性を確保することが重要ではないか。
- 介護保険事業（支援）計画では、必要なサービス量を見込む際、病床の機能分化・連携に伴う需要も踏まえることが必要ではないか。
- 第9期計画においても医療計画と介護保険事業（支援）計画との整合性を図るため、都道府県・市町村の医療介護関係者による協議の場での協議等を通じて連携を図ることが重要ではないか。

I. 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 生活を支える介護サービス等の基盤整備

（在宅医療・介護連携）

- 在宅医療・介護連携の推進に向けて、
 - ・ 市町村と医師会等関係機関・医師等専門職の緊密な連携
 - ・ 都道府県や市町村における医療や介護・健康づくり部門の庁内連携、総合的に進める人材の育成・配置
 - ・ 広域的な調整やデータの活用・分析など、都道府県による市町村支援の推進
 - ・ 国による自治体支援
などを進めていく必要がある。
- 在宅医療・介護連携推進事業について、これまでの事業を踏まえつつも、市町村が地域のあるべき姿を意識しながら、主体的に課題解決が図られるとともに、最近の動向を踏まえ、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿って運用することが重要である。令和2年介護保険制度改正において見直した省令や手引き等について、国としても引き続きその周知を図っていくことが適当である。また、各自治体の取組状況や課題を把握し、国による自治体支援の内容を検討していくことも重要である。
- 自治体がPDCAサイクルに沿った事業展開を確立していくため、地域包括ケア「見える化」システムも含むデータの活用方法を分かり易く整理し、周知することが適当である。加えて、事業の好事例を横展開することも重要である。

I. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 地域の介護サービス基盤の整備に当たっては、介護保険事業（支援）計画と地域医療構想の整合性も含め、医療提供体制の在り方と一体的に議論を行いながら進めていくことが必要である。
- 医療計画と介護保険事業（支援）計画との整合性を図るため、計画策定の際に、都道府県や市町村における医療・介護の担当部局間で協議を行い、緊密な連携を図ることが重要であり、国としても両計画の整合性を図るための支援を行うことが適当である。
- なお、介護保険事業（支援）計画の作成に当たっては、地域福祉計画、障害福祉計画その他要介護者の保健、医療、福祉等に関する事項を定める計画との調和を図ることが重要である。



4つの場面について

ひと、くらし、みらいのために

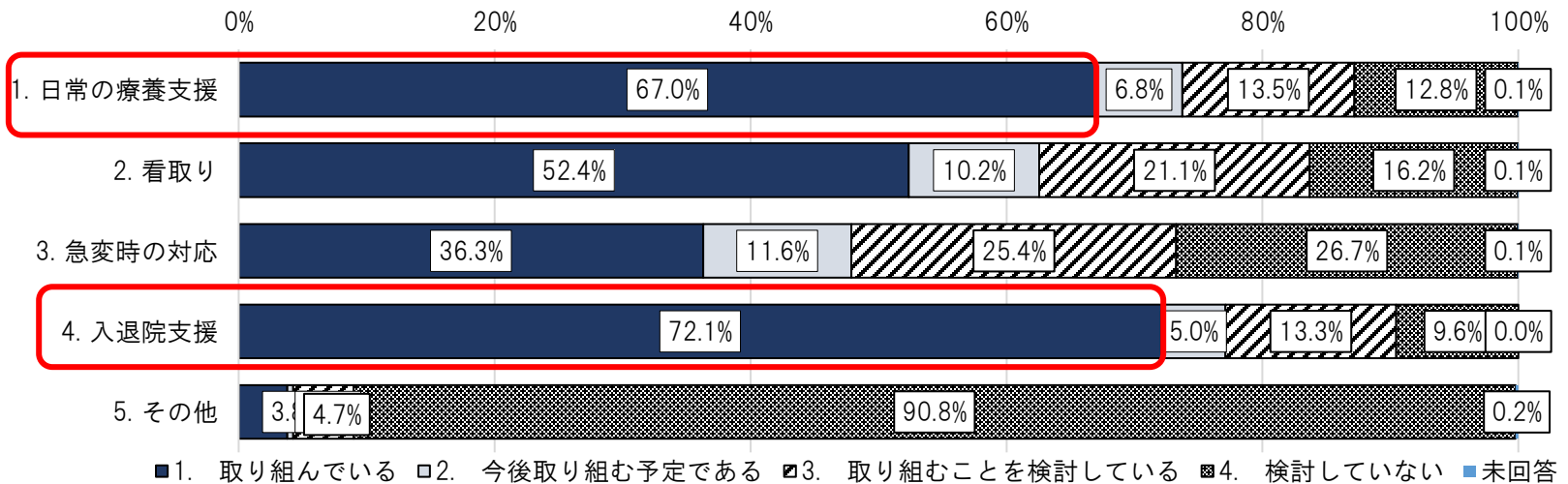


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和3年度在宅医療・介護連携推進事業 実施状況調査（市区町村） 4つの場面の取組状況について

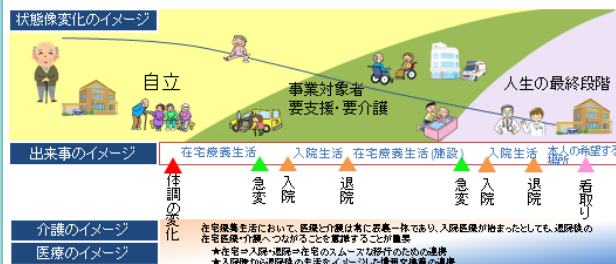
「4つの場面」を意識した取組状況について、「入医退院支援」が72.1%と最も多く、次いで、「日常の療養支援」であった。

問5 在宅医療・介護連携推進事業による「4つの場面」を意識した取組状況について



4 「第2章 市町村における事業の進め方」の要旨

● 4つの場面を意識したPDCAサイクルの考え方と展開例 P23



- ライフサイクルにおいて、場面毎に必要な医療と介護のサービスの比重は変わるものの、地域において在宅療養者が医療と介護を必要とする場合には、医療と介護が連携し、高齢者が住み慣れた地域で最期まで生活することができるような支援が必要である。
- 在宅療養者の生活の場で医療と介護を一体的に提供するために、在宅医療の場面を生かしつつ、さらに、入院時から退院後の生活を見据えた取組ができるよう、高齢者のライフサイクルを意識したうえで、本事業においては、医療と介護が主に共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識して取り組む必要がある。なお、この4つの場面は、双方が重なり合っていることも少なくないことに留意が必要である。
- 4つの場面ごとの現状分析・課題抽出・目標設定等を行う前提として、地域のためすべき姿を必ず設定し、その目的を実現するために、達成すべき目標を4つの場面ごとに設定することが重要である。



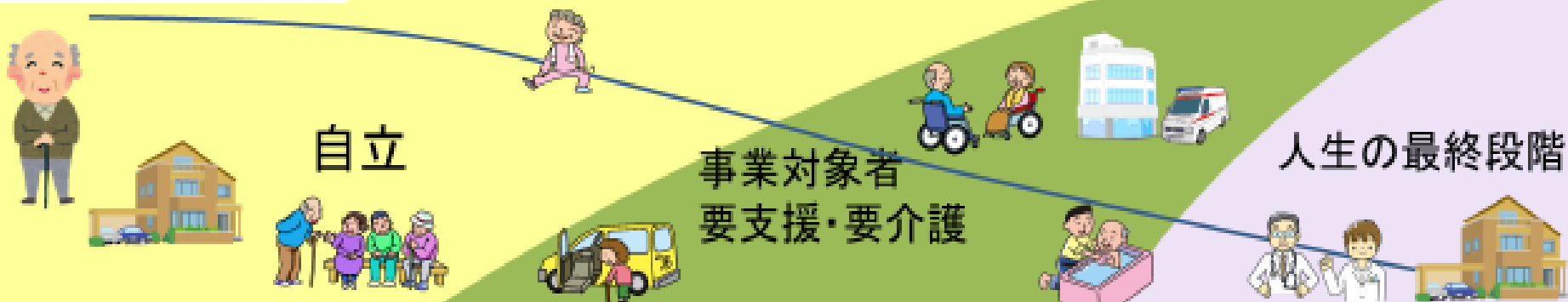
● 事業の実施に当たっての留意事項 P48

- 事業委託、既に実施されている取組事例、PDCAサイクルに沿った取組を実施する上でのポイント など

4つの場面のイメージについて

在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.3より

状態像変化のイメージ



出来事のイメージ

在宅療養生活

入院生活

在宅療養生活(施設)

入院生活

本人の希望する場所

体調の変化

急変

入院

退院

急変

入院

退院

看取り

介護のイメージ

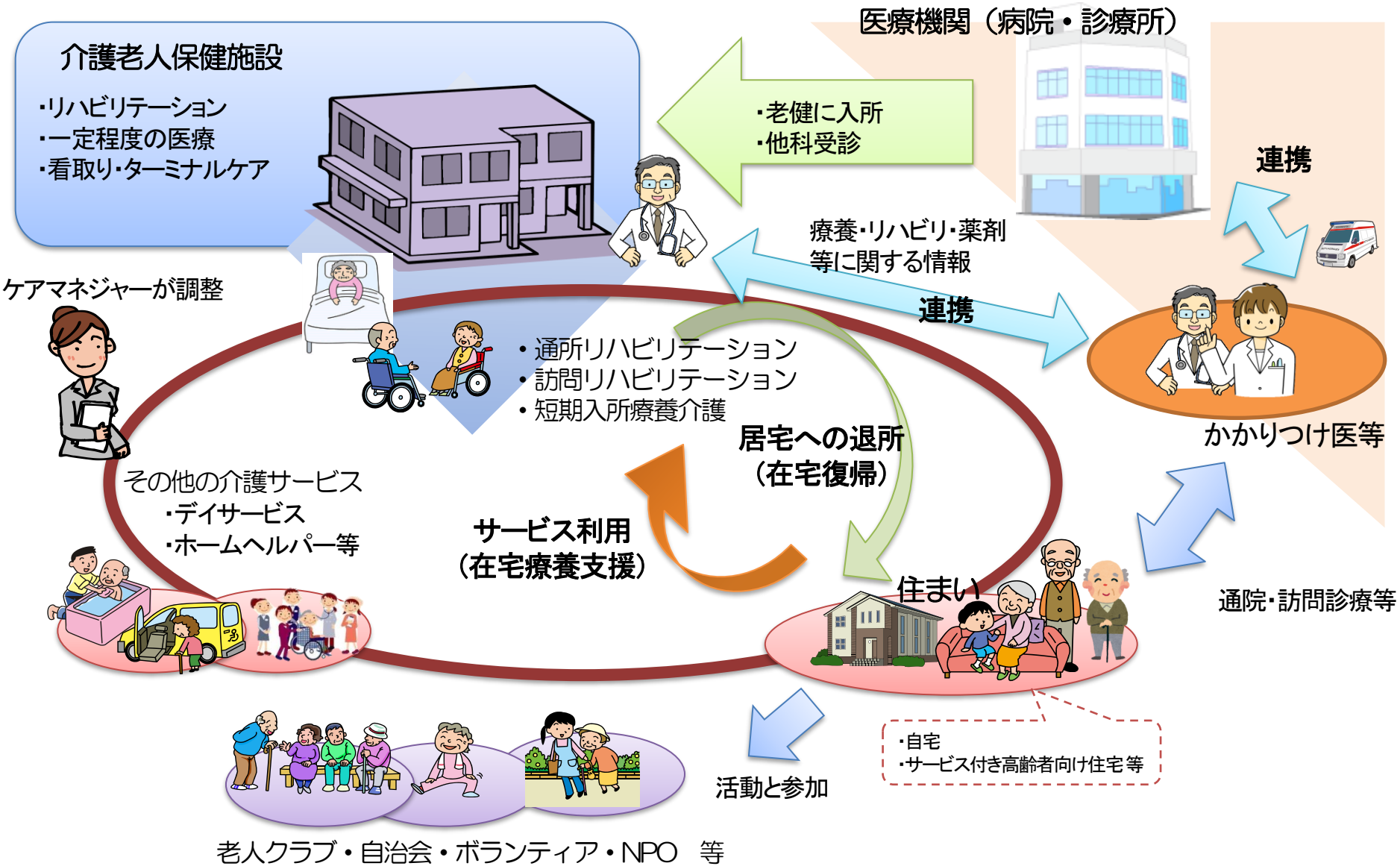
医療のイメージ

在宅療養生活において、医療と介護は常に表裏一体であり、入院医療が始まったとしても、退院後の在宅医療・介護へつながることを意識することが重要

★在宅⇒入院・退院⇒在宅のスムーズな移行のための連携

★入院時から退院後の生活をイメージした情報交換等の連携

地域包括ケアシステムにおける介護老人保健施設のイメージ



4つの場面のイメージについて

在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.3より

在宅医療と介護連携イメージ（在宅医療の4場面別にみた連携の推進）





第 8 次医療計画等に関する検討会について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

<在宅医療の提供体制について>

- 在宅医療における圏域の設定規模
- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の位置づけ
- 現在の地域ごとの医療資源の状況を踏まえた、量的拡充（医療機関数、事業所数の増加）やグループ化、情報通信機器等の活用等も含めた、効果的・効率的な在宅医療の提供体制の整備
- 都道府県が小児在宅医療の利用者数と提供機関数を把握するための、国や都道府県における取組

<急変時、看取り、災害時等における在宅医療の体制整備について>

- 在宅医療を担う医療機関と救急医療機関・消防機関との連携の強化や、在宅療養患者が住み慣れた地域で最期まで過ごせるための、ICTを活用した病診連携・診診連携・多職種連携の体制整備
- 在宅医療を担う医療機関におけるBCPの策定

<在宅医療における各職種の関わりについて>

- 訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導の在宅医療への関わりについて

等

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の記載事項

第6回在宅医療及び医療・介護連携
に関するワーキンググループ
令和4年9月28日

資料

- 「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療に「在宅医療の体制構築に係る指針」において、積極的役割を担う医療機関」を、医療計画に位置付けることが望ましいとされている。
- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の目標や求められる事項において、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の目標や求められる事項と重複している内容がある。

<「在宅医療の体制構築に係る指針」>

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能との連携

(5) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付けることが望ましい。基本的には、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所等の中から位置付けられることを想定している。

① 目標

※ 赤字は「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の記載と重複する項目

- ・ 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
- ・ 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- ・ 在宅医療に関する人材育成を行うこと
- ・ 災害時および災害に備えた体制構築への対応を行うこと
- ・ 患者の家族への支援を行うこと
- ・ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと

② 在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項

- ・ 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
- ・ 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- ・ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な基本的知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- ・ 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ・ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- ・ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- ・ 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと
- ・ 地域住民に対し、在宅医療の内容や地域の医療及び介護、障害福祉サービスに関する情報提供を行うこと

「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の記載事項

- 「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を、医療計画に位置付けることが望ましいとされている。
- 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に求められる事項において、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の目標や求められる事項と重複している内容がある。

<「在宅医療の体制構築に係る指針」>

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能との連携

(6) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けることが望ましい。

在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組や、障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意し、事前に市町村と十分に協議することが重要である。

なお、前項の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも想定される。

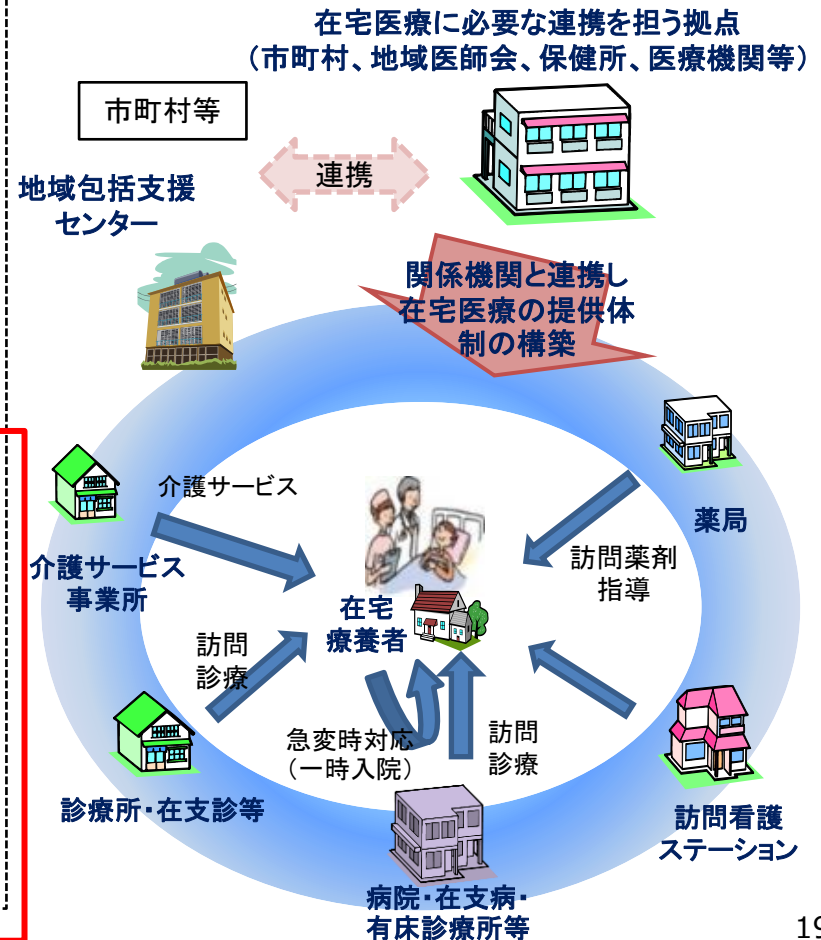
① 目標

- ・ 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること

② 在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項

- ・ 地域の医療及び介護、障害福祉関係者による会議を定期的で開催し、在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ・ 地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと
- ・ 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- ・ **在宅医療に関する人材育成及び普及啓発を実施すること**

※ 赤字は「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の記載と重複する項目



在宅医療の圏域に求められる事項について

第6回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ
令和4年9月28日

資料

- 現行の指針において、都道府県は、在宅医療の提供体制に求められる医療機能として、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの4つの機能を示し、圏域を設定することとしている。
- また、「在宅医療の体制構築に係る指針」において、上記4つの機能の確保に向け、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」や「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について「医療計画に位置付けることが望ましい。」と記載している。
- 圏域の設定は、課題の抽出や数値目標の設定、施策の立案の前提となるものであるため、在宅医療の圏域においては、在支診・在支病等の「在宅医療における積極的役割を担う医療機関」の役割や、地域の医療資源により、複数の医療機関が連携や、医療及び介護・福祉との連携を構築する観点から、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の役割も踏まえ、設定することが求められる。

在宅医療の圏域の設定

在宅医療の提供体制に求められる医療機能

①退院支援

②日常の療養支援

③急変時の対応

④看取り

在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- ①～④の機能の確保にむけ、積極的役割を担う
 - ・ 自ら24時間対応体制の在宅医療を提供
 - ・ 他医療機関の支援
 - ・ 医療、介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援

・ 在宅療養支援診療所
・ 在宅療養支援病院 等



在宅医療に必要な連携を担う拠点

- ①～④の機能の確保にむけ、必要な連携を担う役割
 - ・ 地域の関係者による協議の場の開催
 - ・ 包括的かつ継続的な支援にむけた関係機関の調整
 - ・ 関係機関の連携体制の構築 等

・ 市町村 ・ 保健所
・ 医師会等関係団体 等

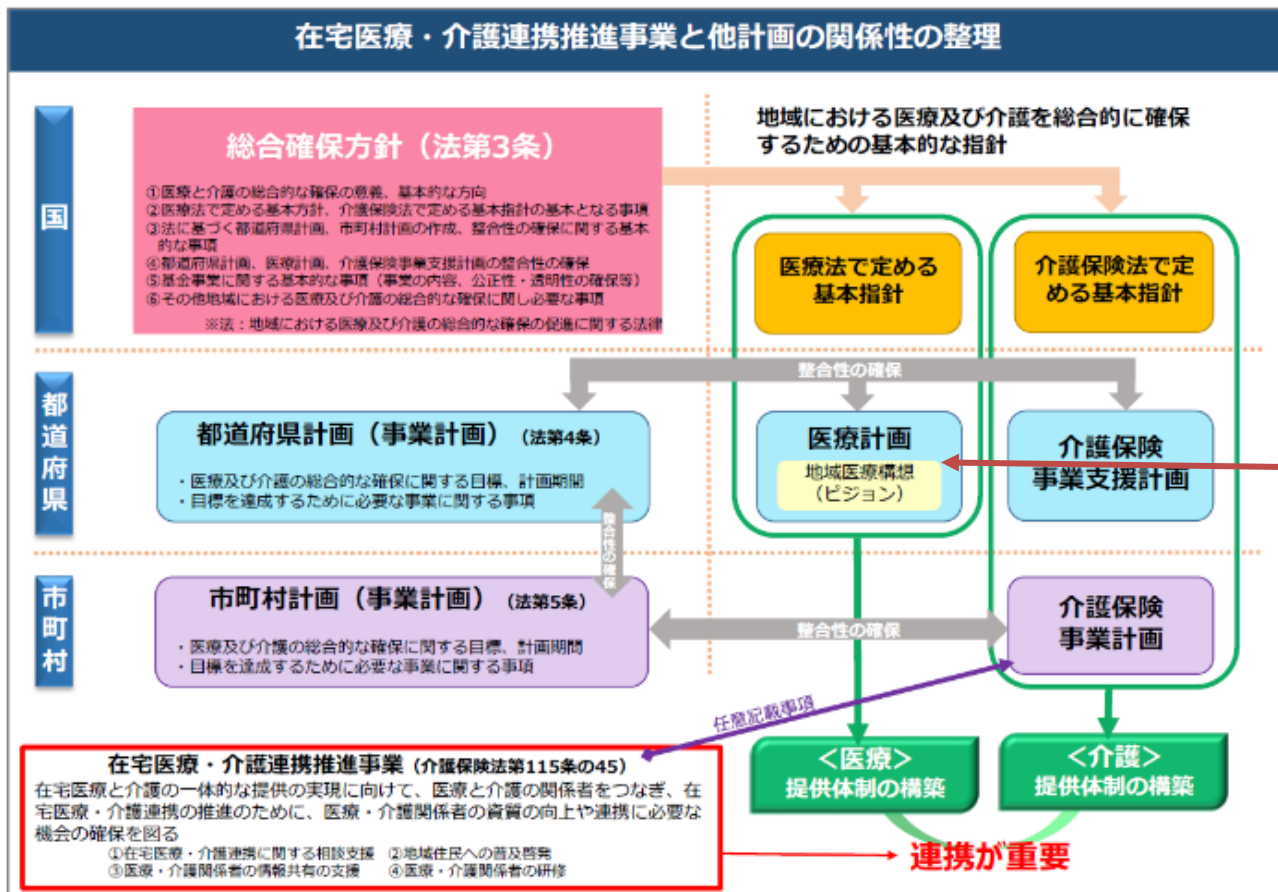


「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」の関わり

第6回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ
令和4年9月28日

資料

- 現行の指針において、在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には「市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との整合性に留意する」と記載されている。
- 「在宅医療・介護連携推進事業」の事業内容は、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」との連携が有効なものとなっている。



在宅医療に必要な連携を担う拠点

【設置主体】病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等

【求められる事項】

- ・ 地域の医療及び介護、障害福祉関係者による定期的な会議の開催
- ・ 在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討
- ・ 退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援について関係機関との調整
- ・ 関係機関の連携による24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進
- ・ 在宅医療に関する人材育成及び普及啓発

在宅医療の体制構築に係る指針の見直しに向けた意見のとりまとめ (令和4年10月31日 第8次医療計画等に関する検討会) (一部抜粋)

(1) 在宅医療の提供体制について

(対応の方向性)

- ①在宅医療の提供体制の整備について
- ②「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について
- ③圏域の設定
- ④在宅医療・介護連携の推進に向けて、
 - ・「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」の連携の有効性の観点から同一の実施主体となりうることも含め、両者の関係について次期指針に記載する。
 - ・「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の整備状況や「在宅医療・介護連携推進事業」との連携について、実態把握と進捗管理を行う。
 - ・在宅医療の体制整備においては、これまでの介護サービス基盤の整備状況や今後の見込みも踏まえる必要があることから、医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性を図るため、医療計画策定の際に、都道府県や市区町村における医療・介護の担当部局間で協議を行うこととする。